

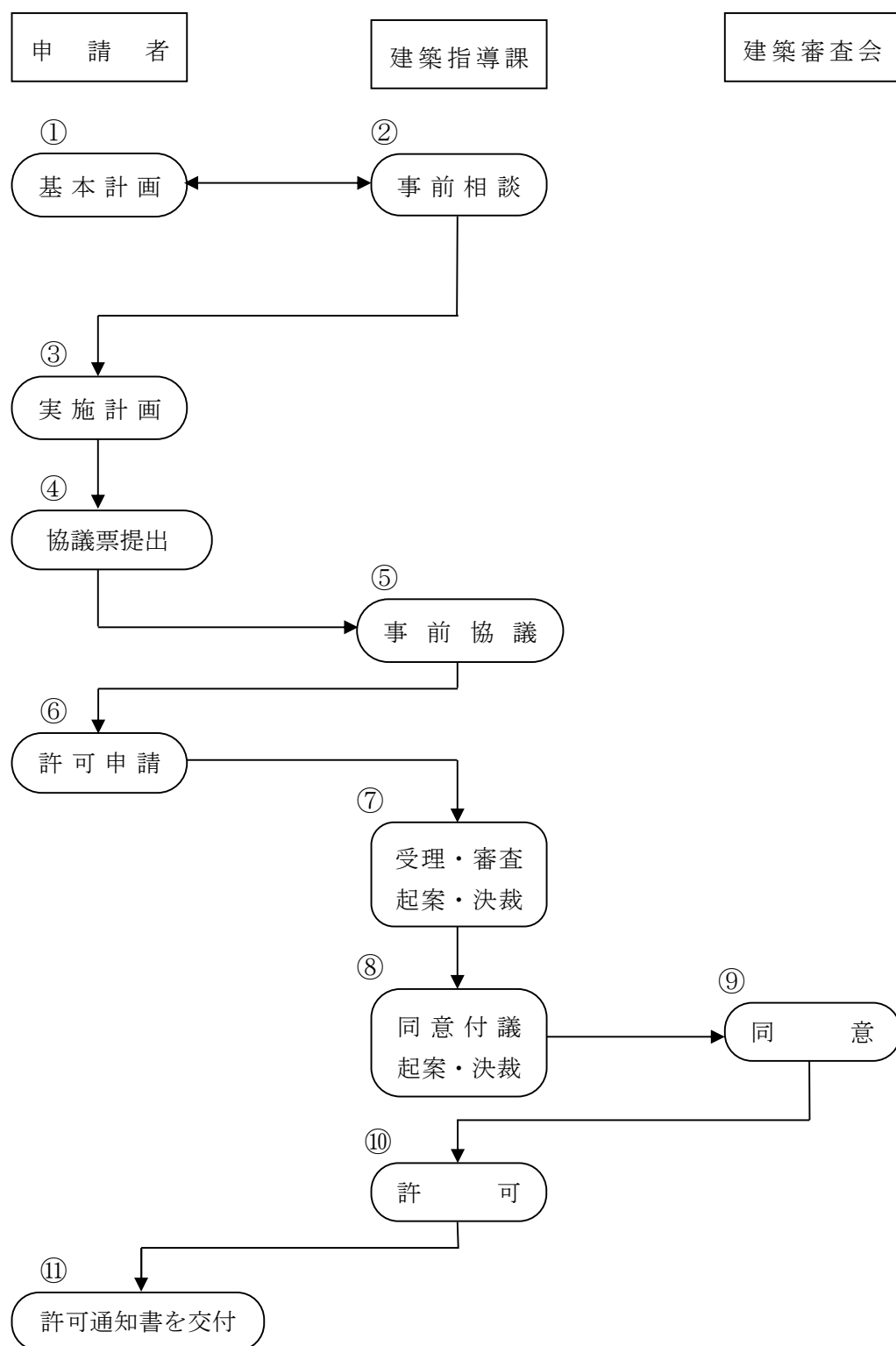
許可申請手続要領

(日影許可)

令和 6 年 4 月

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

許可手続きフロー図



許可申請手続一覧表

順序	I	II	III	IV	V
内 容	事前手続	許可申請	審査会資料提出	審査会	許 可
時期	—	審査会約4週間前	審査会約3週間前	—	審査会後 約1週間
提 出 書 類	1 許可の協議票 2 許可申請書 3 陳述書 4 建物概要表 5 図面（案内、用途地域、 付近状況、配置、平 面、立面、断面、日 影、地盤面算定資料 等） 6 現地写真（敷地形状全 体のわかるもの） 7 その他資料	1 許可申請書(正) …1部 2 許可申請書(副) (許可申請書(正)の写) …1部 3 防火対象物工事計画届 …1部 <添付図書>上記1・2・3に添付 (1) 陳述書 Iの3と同じ (2) 建築概要表 Iの4と同じ (3) 図 面 Iの5と同じ 4 パワーポイントデータ 上記(3)の図面のデータと、Iの 6の現地写真のデータ。 5 その他資料	1 II4のパワーポイン トデータ 2 審査会資料 II許可 申請の添付図書(3) 図面のうち担当職員 から指示のあったも の …25部 (図面はA3判) * 図面には、設計事務 所名等は、記入しない で下さい。		○通知書に許可 申請書(副)を添 付してお渡しし ます。 受領者の認印 をお持ちくださ い。
備 考	○できる限り許可申請の2 週間前までに提出してくだ さい。	○(3)の図面はA4判に折り左綴りに して下さい。 ○許可申請書(正)の裏面に許可手数料 の納付証明書を添付して下さい。	○図面はA3判に縮小し 着色。その他のものはA 4判にして下さい。		

I 事前手続

- 1 建築指導課で建築計画について相談を受けた後、許可ができるかどうかを検討するということになりますと、許可の協議票（第1号様式。以下「協議票」という）を提出していただきます。
- 2 建築指導課は協議票を受取った後、現地調査を行うなど調査・検討し、説明状況の報告内容等から判断し、許可申請書提出の可否を回答します。

II 許可申請

＜提出図書の説明＞

(1) 許可申請書

- ア. 許可申請書は、許可申請書(正)、許可申請書(副)（(正)の写で可）及び防火対象物工事計画届の3部が必要です。
- イ. 上記3部のそれぞれには、同じ図面を添付して下さい。（防火対象物工事計画届には許可申請書の写しを添付）
- ウ. 許可申請手数料は、1許可あたり16万円です。（名古屋市建築基準法施行条例第17条）
- エ. 許可申請書(正)及び防火対象物工事計画届には押印して下さい。

(2) 陳述書……（別紙第2号様式参照）

- ア. 別添様式は例示ですから必ずしもこのとおりに記載する必要はありませんが、できるだけ具体的に分かりやすく記載して下さい。
- イ. 事前協議の段階では押印不要ですが、許可申請書に添付する場合には押印（(副)は(正)の写で可）して下さい。

(3) 図面

ア. 案内図（着色）

申請敷地が、略図のほぼ中央となるように、白黒の図に敷地を赤く塗って作成して下さい。主要幹線道路、交通機関、その他目標となる建物等を記入して下さい。

イ. 用途地域図（1/5000又は1/2500、着色）

申請敷地がほぼ中央となるように、1/5000又は1/2500の用途地域指定図を基に作成して下さい。用途地域図の着色にならって、付近の用途地域がわかるように色分けして下さい。

ウ. 付近状況図……（別紙第3号様式参照）

敷地境界から50mの範囲内にある、住宅、店舗、工場、事務所、道路等を記入し、用途別に着色して下さい。

例……住宅（黄）、店舗（朱）、工場（紫）、事務所（黄緑）、道路（薄茶）

エ. 配置図（着色）

申請敷地内における申請建物及び既設建物の位置、棟別の構造・階数・高さ・用途、建築年（着工時）、駐車場（台数）、緑地、建物から境界線までの距離、出入口、周囲の道路幅等を明示して下さい。

申請建物（赤く縁取り斜めにハッチ）と既設建物（青く縁取り斜めにハッチ）を区別し、緑地を緑に、敷地境界線は濃い黒線に着色して下さい。

オ. 平面図

申請建物の各階平面図で、各部分の用途・寸法・室面積を記入して下さい。

カ. 立面図

東西南北の立面図

キ. 断面図

道路面又は隣地との高低差、敷地内地盤面の高低差、基準地盤、地域に応じて隣地斜線・道路斜線・北側斜線・名古屋都市計画高度地区による斜線、地区計画による形態制限等を表示して下さい。

ク. 日影図

冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの各時刻の日影図と規制値の「等時間日影図」とします。不適格日影部分が生じる隣地等の敷地境界線、日影の影響がある付近建物の配置、建物用途等を記入して下さい。

日影図は、基準時^{*1}より前、基準時以降^{*2}、重ね合わせ、完成後の4種類を原則とします。日影測定線（敷地境界から5m・10m）は赤色線で着色して下さい。

日影等時間線で5m以内に収めるべき線は茶色線とし、10m以内に収めるべき線は緑色線で着色して下さい。なお、不適格部分はそれぞれ同色で塗りつぶして下さい。

^{*1} 基準時とは、日影規制の施行または用途地域の変更により、日影規制に適合しなくなった日をいう。

^{*2} 基準時以降の日影図とは、基準時以降に建築された建築物（今回申請する建築物を含む）による日影図をいう。

(4) その他資料

例. 許可基準チェックリスト

Ⅲ 建築審査会資料提出

<提出図書の説明>

前述 Ⅱ許可申請の添付図書(3)の図面のうち、審査会説明用として担当職員から指示のあった図書をA3判に縮小し、クリップ等の仮綴じ(折り込み不用)とし、25部を審査会開催の約3週間前までに提出して下さい。(図面類は、中央下にページを表示して下さい。)

なお、審査会説明用の図面類は、名古屋市情報公開条例に基づき、審査会の傍聴者にも公開されますので、申請者・設計者において、不利益をこうむる恐れがある場合は、事前に申し出て下さい。

[一括同意案件の場合は必要ありません]

Ⅳ 許 可

建築審査会の同意が得られれば、約1週間で許可通知書が交付されます。電話等で連絡をいたしますので、受領者の認印を持って通知書(許可申請書(副)を添付)を取りに来て下さい。

許可にあたって条件が付されたり、誓約書を提出していただくこともあります。建築計画が許可内容、条件と異なると違反となりますのでご注意ください。

許可がおりましたら、工事に着手する前に必ず確認申請書を提出して、建築主事等の確認を受けて下さい。(確認申請書に許可通知書の写しを添付してください。)

確認申請書は、許可を受けた内容と同じ申請内容でなければなりません。許可の内容を変更することはできませんのでご注意下さい。

V そ の 他

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の対象となる建築物は、建築審査会の同意を得た後に、条例に従って建築計画の公開・説明を行って下さい。

一括同意基準に適合しているものは、建築審査会の同意を得たものとして、許可手続きの迅速化、簡素化を図ることができます。

許可の協議票（日影規制）

		受付日	年 月 日
		協議期限	年 月 日
申請者記入欄	申請者		
	建築地	区	
	建築物名称		
	連絡先	TEL () -	
	許可事項	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による日影規制による高さ制限緩和の許可	
	申請理由	別途陳述書による	
	提出図書	案内、用途地域、付近状況、配置、平面、立面、断面、日影、地盤面算定資料等	
担当者記入欄	調査・検討 （立地条件 法的要件 関係機関・手続 類似事例 など）		
	協議・指導		
	担当者意見		
協議結果			
供覧	課長 担当課長	相談担当	
		調査担当	

陳 述 書（日影規制緩和の許可）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地
申請者 株式会社 〇〇〇〇
氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 印

1 申請趣旨……陳述の趣旨をわかりやすく書くこと

（記入例） 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番の第1種住居地域内にある株式会社〇〇〇〇の店舗・事務所を増築するにあたり、建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定により、日影規制による高さ制限緩和の許可をお願いします。

昭和24年2月に創業以来、該当敷地において営業をしてきましたが、営業の拡大により現在の事務所のスペースが手狭になりましたが、当該敷地以外に所有する土地がなく、また、店舗の営業からこの地を離れることは困難な状況にあります。

事務所の増築にあたりまして、現在の建築物が日影規制の既存不適格となっていますので、許可をお願いするものです。

2 申請敷地付近の状況…申請地周辺の土地の利用状況などを具体的に記入して下さい。

（記入例） 申請地の北側は幅員15mの市道〇〇線に面し、その北側は、専用住宅、共同住宅があります。東側隣地は店舗、西側隣地は共同住宅・駐車場となっています。南側隣地は事務所となっています。

周辺は、住宅、店舗、事務所等が混在する地域となっています。

3 敷地の面積

申請地 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番、〇〇番2、〇〇番3
面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

4 建築物の構造、規模

今回申請部分	用 途	構 造
	建築面積	延べ面積
	階 数	地上 階、地下 階
	高 さ	

既存建築物については、別紙「建物概要表」による

5 その他参考になる事項

- （1） 既存建築物の確認、許可等の経緯、用途地域の変遷
- （2） 建築設計事務所の住所・氏名・連絡先（担当者）

